レバレッジ第二区分	単体レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　総資産の圧縮又は増加の抑制 ハ　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制 ニ　一部の営業所における業務の縮小 ホ　本店を除く一部の営業所の廃止 ヘ　法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保付社債信託法その他の法律により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 ト　その他金融庁長官が必要と認める措置
レバレッジ第二区分の二	単体レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
レバレッジ第三区分	単体レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	業務の全部又は一部の停止の命令

2　法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

2　［同上］